

令和 7 年度別府港湾・空港整備事務所庁舎  
内装改修工事

仕 様 書

令和 7 年 9 月

国土交通省 九州地方整備局  
別府港湾・空港整備事務所

#### 1. 工事概要

本工事は、別府港湾・空港整備事務所庁舎2階のOAフロア改修を施工するものである。

#### 2. 施工場所

別府市石垣東 10-3-15

#### 3. 履行期間

契約締結日から令和7年12月19日までとする。

#### 4. 工事内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	摘要
庁舎内装改修工事				
OAフロア		式	1	
SUS 框		式	1	
P タイル張り		式	1	
タイルカーペット		式	1	

#### 5. 支給材料及び貸与物件

なし

#### 6. 一般事項

- (1) 本業務に必要な工具や機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (2) 本作業の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに当局職員に報告し、当局職員の指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、当局職員と協議する。
- (4) 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 本業務の履行にあたって受注者は関係法令を遵守する。
- (6) 本仕様書に記載なき事項が生じた場合は、当局職員と協議する。
- (7) 契約後において、本業務の内容に変更があった場合は、当局職員と協議するものとし、変更内容については履行期間末日までに契約変更を行うものとする。

#### 7. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

#### 8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し安全管理に努めなければならない。
- (2) 本業務に実施において疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。
- (3) 本業務の実施において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の成果物にかかる権利は全て当局に属するものとし、当局の許可なく複製し、譲渡、貸与、転載、配付等をしてはならない。

(5) 当局職員からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応

受注者は、業務履行中及び業務完了後において、当局職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示や請求を受けたと思料される時は、当該担当職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。